

## 滋慶医療科学大学 内部質保証の方針

滋慶医療科学大学（以下、「本学」という。）は、基本理念、目的の実現に向けて、本学自らの責任において、教育研究活動等をはじめとする諸活動（以下、「諸活動」という。）全般が適切な水準にあることを保証するため、「滋慶医療科学大学 内部質保証の方針」を以下のとおり定める。

### 1. 基本的な考え方

- (1) 本学の理念・目的、教育目標及び各種方針の実現に向けて、諸活動全般について自己点検・評価を行い、その結果に基づいて恒常的・継続的に質的水準の向上とその質の保証に取り組む。
- (2) 諸活動に関する自己点検・評価結果、外部評価結果等について、学内外に積極的に公表することで、社会に対する説明責任を果たすとともに、社会的信頼の向上を図る。
- (3) 内部質保証について、本学組織内の理解を促し、組織文化として定着を図る。

### 2. 組織体制

- (1) 本学の内部質保証システム全体を統括し責任を負う組織は、学長を議長とする「運営会議（大学・大学院）」とする。運営会議の下には各レベルで構成される以下の組織を設置することで、全学の諸活動を網羅的に検証し、質的水準の向上とその質の保証に努める。

#### (2) 構成組織

##### (1) 運営会議（大学・大学院）

学長を議長とし、法人常務理事、事務局次長等から構成される教学部門の最高意思決定組織であり、教学部門と法人部門の情報共有及び重要事項の決定を行う。自己点検・評価に関する方針の策定、評価結果の確定及び改善事項の審議・決定等を行う内部質保証統括責任組織。

##### (2) 自己点検・評価委員会

内部質保証の推進に責任を負い、定期的に全学的な検証を行う学長直轄の組織。全学的な自己点検・評価を行うとともに、自己点検評価書の取りまとめ・検証・作成、点検・評価結果の教授会への報告及び学長への答申、学内外への公表等を行う。また、外部有識者を含む大学関係者評価委員会への点検・評価結果の報告を行う。

##### (3) 教授会（学部・研究科）

各種委員会等の下部組織の取組み及び点検・評価結果の確認、情報共有、また学長が各種事項の決定を行うに当たり意見を述べる。教授会を通じて、学長が自己点検・評価結果に基づく改善内容を含む運営会議決定事項を各種下部組織に報告・指示する。

#### (4) 各種委員会（学部・研究科）

諸活動について、所管分野毎に PDCA サイクルを実行する教授会の下部組織。委員会毎に当該年度の自己点検・評価を行い、年度総括（次年度計画概要含む）としてまとめ、教授会に上程する。また、所管する基準項目に係る自己点検評価書を作成する。

#### (5) 大学関係者評価委員会

本学の自己点検・評価結果について、その客観性及び妥当性に関する検証・評価を行い、本学の諸活動の改善に資する助言等を行う外部有識者を含む組織。

### 3. 内部質保証の手続

- (1) 各委員会は、自己点検・評価結果を記した年度総括を教授会に上程する。また、所管する基準項目に係る自己点検評価書を作成する。
- (2) 教授会は、各委員会から提出された年度総括を再点検するとともに、自己点検・評価委員会に報告する。
- (3) 自己点検・評価委員会は、教授会を通じて各委員会から提出された年度総括に基づき、全学的な自己点検・評価を行う。また、各委員会所管の基準項目に係る自己点検評価書を集約・点検・編集し、全学の自己点検評価書を作成する。
- (4) 自己点検・評価委員会は、全学的な自己点検・評価結果をまとめた自己点検評価書を学内外に広く公表する。また、自己点検・評価活動を通じて明らかとなった諸活動の改善課題についてまとめ、学長に答申するとともに、教授会を通じて学内に周知する。
- (5) 大学関係者評価委員会は、自己点検評価書等の内容に基づき、本学の諸活動の妥当性・客観性を検証し、その結果を自己点検・評価委員会に報告する。
- (6) 学長は、大学関係者評価委員会の評価結果を含む自己点検・評価委員会からの報告及び答申を受け、運営会議に報告する。
- (7) 運営会議は、学長からの自己点検・評価結果及び大学関係者評価委員会の評価結果報告を受け、今後の改善方策を協議・決定する。学長は、運営会議での決定事項について、教授会を通じて各委員会等の下部組織に改善指示等を行う。
- (8) 各委員会及び構成員は、自己点検・評価活動を通じて明らかとなった諸活動の改善課題について、次年度以降の事業計画に改善課題を反映させるとともに、改善及び質的水準の向上とその質の保証に取り組む。

2023年1月10日制定

滋慶医療科学大学